四街道市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現　行 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項及び第４項第１号並びに第115条の12第２項第１号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。 | 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項及び第４項第１号並びに第115条の12第２項第１号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。 |
| （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員） | （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員） |
| 第２条　法第78条の２第１項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。 | 第２条　法第78条の２第１項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。 |
| （指定地域密着型サービス事業の申請者の資格） | （指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格） |
| 第３条　法第78条の２第４項第１号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。 | 第３条　法第78条の２第４項第１号及び第115条の12第２項第１号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。 |
| （指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格） |  |
| 第４条　法第115条の12第２項第１号の規定により条例で定める者は、法人とする。 |  |
|  |  |